

南丹市民の意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱及び考え方

（目的）

第1条 この要綱は、市民生活にかかわりのある市の基本的な計画等を定める過程において、市民からの意見提出手続に関する基本的な事項を定め、市政運営に当たっての透明性及び説明責任の向上を図り、市民の市政への参画を促進しながら、市民の視点に立ち、開かれた市政を推進することを目的とする。

【考え方】

南丹市総合振興計画（基本構想）の中で、行政と共に市民も公共を担うパートナーという認識のもと、共に考え共に取組む市民と行政とのパートナーシップによって「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」づくりを進めることをうたい、市民と「共に担うまちづくりの仕組みを築く」ことをめざしている。

そこで、南丹市では、政策を形成していく段階から広く市民等の意見を募集し、市政への積極的な参画を促しながら生活者の視点を基本とした市政を推進するため、以下の要綱により市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の制度を実施する。

- 1) この要綱は、本市における「パブリック・コメント」の基本的な手続を定めるものである。
- 2) この制度の運用により、計画等の立案情報の公開、意見収集、説明を通して次の目的の実現を目指す。
 - ①政策形成段階から市民に対して積極的に情報提供を行い、その内容及び過程を明らかにし、市民等の市政への参画を推進すること。
 - ②市民等への説明責任を果たし、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ること。

（定義）

第2条 この要綱において、「市民からの意見提出手続（パブリック・コメント手続）」とは、計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続（以下「本手続」という。）をいう。

- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長、上水道管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 3 この要綱において、「市民等」とは、次のものをいう。
 - （1）市内に住所を有する者
 - （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - （3）市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
 - （4）市内に所在する学校に在学する者
 - （5）市税の納税義務を有する者

【考え方】

- 1) この手続は、市の基本的な計画等の形成過程における内容を明らかにし、その計画等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見を聴くことであり、意見の多数によって意思を決定したり、当該計画等の賛否を問うものではなく、市民等からの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。
- 2) 実施機関は、この手続を実施する市の機関をいう。
 - ①市長以外の市の執行機関（教育委員会など行政機関）も計画等の案件があればこの手続を実施し、市として一体的な手続を行う。
 - ②公営企業管理者は、地方自治法上の執行機関ではないが、地方公営企業法の適用を受けるものであり、独立して所掌事務を管理し、執行する機関であるため、実施機関として位置づける。

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるもの（以下「計画等の案」という。）とする。

- (1) 市政に関する基本的な計画の策定又は変更
- (2) 市政の基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 広く市民の利用に供される建物等公共用施設の基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、第1条の目的から、本手続が必要であると認めるもの

【考え方】

- 1) 対象となる計画等の案は、市内全域又は全市民を対象とするものをいい、特定の地域・者を対象とするものや行政内部のみに適用されるもの等は対象外とする。
- 2) 個別の案件がこの手続の対象であるかどうかについては、実施機関がこの手続の趣旨に照らして判断し、その判断についての説明責任を負う。
- 3) 「市政に関する基本的な計画」とは、市の将来の基本施策や方針、進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画、構想、指針、プラン等その名称は問わない。
なお、単年度の施策を記載した実施計画や個別の地域での整備事業計画などは該当しない。
 - ・具体的な対象例
総合計画、行財政改革大綱、男女共同参画計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、など
- 4) 「市政の基本方針を定める条例」とは、情報公開条例等市政全般についての基本理念や基本方針を定める条例という。
- 5) 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、環境基本条例など広く市民に適用され、市民に対し行政目的実現のため、活動の一部を制限し、又は義務を課す条例をいう。
- 6) 「広く市民等の利用に供される建物等公共用施設の基本的な計画」とは、広く市民の利用が予想される会館、ホール、公園等の施設の整備に係る理念・機能等を定める計画をいう。
- 7) 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が第1条の目的から本手続が必要と認めるもの」は、実施機関が、市民等の意見を反映させることが必要と判断する場合には、本要綱に定める手続をとることができる。

(対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、計画等の案が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、本手続を行わない。

- (1) 緊急性、迅速性を要するもの
- (2) 本手続を行うことにより、公共の安全又は市が保有する個人等の情報の保護に関して支障が生じるもの
- (3) 軽微な内容変更のもの等、本手続を行うことが明らかに合理性を欠くもの
- (4) 法令等により公聴会の開催又は公告、縦覧等の手続が定められ、実質的に市民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (5) 前条第3号に掲げるもののうち、地方税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

2 前項第1号に該当する場合にあっては、第5条の規定の例により公表しなければならない。

【考え方】

- 1) 「緊急性、迅速性を要するもの」とは、緊急、迅速に計画等を立案しなければならないと認められるものであって、本手続によっていたのでは計画等の効果を得られない場合をいう。
- 2) 「公共の安全又は市が保有する個人等の情報の保護に関して支障が生じるもの」とは、

市民生活の安全・安心の確保に支障がある場合又は個人や法人等の情報に関するものであって、公にすることにより、当該個人又は法人等の権利を害するおそれがある場合をいう。

- 3) 「軽微な内容変更のもの等本手続を行うことが明らかに合理性を欠くもの」とは、制度等の大幅な改正や基本事項の変更がない事務的、技術的で軽微な計画等の変更等であって、意見を反映させる余地がない場合をいう。
- 4) 「法令等により公聴会の開催又は公告、縦覧等の手続が定められ、実質的に市民等の意見を反映する機会が確保されているもの」とは、都市計画法に基づく都市計画決定など、公聴会の実施又は公告、縦覧等の手続が法令等で定められている場合を指し、このような場合は、その法令等で定められている手続に基づき、市民の意見を求めることになる。ただし、本手続の趣旨に照らし、これらの法令等の定める手続を補完する必要があると判断されるものについては、本手続の全部又は一部について、併せて実施するよう努めるものとする。
- 5) 地方自治法の第74条第1項の規定により、条例の制定・改廃に関して、直接請求の対象から除外されている「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」に加えて介護保険料、国民健康保険料等については、本手続の対象としない。
- 6) 「前項第1号に該当する場合にあっては、第5条の規定の例により公表」とは、「緊急性、迅速性を要するもの」として本手続を行わなかったものについて、第5条の規定により公表するものとする。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の案の最終案を決定するまでの適切な時期に計画等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料(以下「関連資料」という。)を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 立案の趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 審議会等における検討状況の概要
- (4) その他必要な資料

【考え方】

- 1) 計画等の案の公表時期は、基本的な考え方等早い段階で公表するのが適当なもの、中間案を公表するのが適当なもの等、案件により異なるため、実施機関は意思決定前の効果的な時期を選び決定する。
- 2) 公表する計画等の案は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すものとし、市民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるようわかりやすい表現に心掛ける。
- 3) 審議会等へ諮問されるものは、審議会における審議時期や内容などを十分留意して、実施する。

(公表の方法等)

第6条 前条の規定により公表する計画等の案及び関連資料は、市のホームページに掲載するとともに、所管部署及び各支所等に備え付けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次に掲げる方法を選択して、広く市民等への周知に努めるものとする。

- (1) 広報紙等の各種広報媒体の活用
- (2) その他実施機関が適当と認める方法

3 公表する計画等の案又は関連資料が相当の量となる場合には、その概要の公表をもって代えることができる。

【考え方】

- 1) 実施機関は、案等を公表するときは、所管部署及び各支所等での閲覧及び市のホームページへの掲載を行うほか、広報紙への掲載等の方法を積極的に取り入れる。なお、広報紙

への掲載は、原稿の締め切り等時間的な制限や紙面等の制約等があることから、案等については可能な限り掲載することとし、手続をとる旨の予告や手続を行っている計画等名を掲載する方法により、その活用を図る。

- 2) その他実施機関が適当と認める方法には、報道機関への発表や印刷物の配布などが考えられるが、実施機関が公表する計画等の重要性、行政コスト等を総合的に勘案し、決定することとする。

(意見の提出方法)

第7条 実施機関は、計画等の案を公表する場合、1箇月程度の市民等の意見を募集する期間を設定し、公表する際に明示するものとする。

- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちからできるだけ複数の方法を定め、公表の際に明示するものとする。

- 3 意見を提出する市民等は、住所、氏名及び連絡先（法人その他団体等にあつては、その名称、所在地及び連絡先）を明らかにしなければならない。

【考え方】

- 1) 意見の募集期間は、計画等の案の周知期間や意見提出に準備期間を考慮し、概ね1箇月の期間を設定したものであるが、具体的には実施機関が案件に応じて適宜定める。
- 2) 実施機関は、案等を公表する場合、1箇月程度の市民意見募集期間を設定し、公表する際に明示する。
- 3) 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によることとし、電話・口頭によるものは除外する。
- 4) 実施機関は、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認を行う等のため、意見提出者に住所、氏名、連絡先の明示を求めるが、その住所、氏名等は公表しない。なお、個人情報保護の観点から、その取扱いには十分配慮する。

(提出された意見の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、最終的な案の策定を行うものとする。

- 2 前項の規定により最終的な案を策定した場合は、提出された意見及び当該意見に対する市の考え方並びに計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。

- 3 前項の規定による公表については、第6条第1項の規定を準用する。

- 4 単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見を求めている計画等の案に関連のないもの等については、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

- 5 南丹市情報公開条例(平成18年条例第9号)第6条各号のいずれかに該当するものは、当該部分を削除し、又は意見の概要の全部を公表しないことができる。

【考え方】

- 1) 実施機関は、提出された意見等を考慮して、当該計画等の最終的な案を作成する。提出された意見を必ず採用するということではなく、提出された意見等を十分検討し、計画等の趣旨を踏まえ反映できるものについては反映していく。
- 2) 提出された意見の概要とこれに対する実施機関の考え方の公表は、原則として最終的な案を公表するまでに行う。なお、提出された意見が多い場合は、類似した意見ごとにまとめて公表する。また、市の考え方にも必要に応じてまとめて公表する。
- 3) この手続の趣旨は、市民等から提出された多様な意見を十分考慮して、計画等を決定していくところにあるため、賛否の結論だけを示したものや意見を求めている計画等の案に関連のないもの等については、実施機関の考え方は示さないものとする。
- 4) 南丹市情報公開条例で公開しないことができるとされている情報については、当該部分を削除し、又は意見の概要の全部を公表しないことができる。

（一覧の作成等）

第9条 この要綱により本手続を実施している案件の一覧を作成し、第6条第1項の方法の例によって公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）案件名

（2）公表日

（3）意見の提出期限

（4）計画等の案及び関連資料の閲覧等の方法及び問い合わせ先

（5）その他必要な事項

【考え方】

1) どのような案件についてパブリック・コメント手続を実施しているのかを市民等へわかりやすく知らせ、情報の共有化の推進を図るため、市民意見の提出手続の実施状況を一覧にして公表する。

2) 案件名、実施期間、意見数などの実施状況を年度ごとに公表する。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際に立案の過程にある計画等で、本手続と同様の手続を経たものについては、この要綱は適用しない。

【考え方】

この要綱の施行時点において、立案過程にある計画等で、既に市のホームページ等に案等を掲載し、意見募集等を行っているものについては、この要綱による手続を適用しない。